

静岡県森の力再生事業

# 評価と提言 報告書

第2期計画の中間とりまとめ

静岡県森の力再生事業評価委員会

### 1 はじめに

- (1) 森林（もり）づくり県民税について . . . P 1
- (2) 森の力再生事業の概要 . . . P 3
- (3) 森の力再生事業評価委員会 . . . P 6

### 2 第2期計画の中間検証・評価

- (1) 第2期事業実績 . . . P 7
- (2) これまでの評価を踏まえた主な提言と県の対応状況 . . . P 11
- (3) 事業に対する評価 . . . P 18
- (4) 今後の課題 . . . P 19

### 3 今後の荒廃森林の再生への提言 . . . P 20

### 4 その他

- (1) 森林（もり）づくり県民税の概要 . . . P 21
- (2) 森の力再生事業の波及効果 . . . P 24
- (3) 県民意見 . . . P 26
- (4) モニタリング調査 . . . P 33
- (5) 森林に関する社会情勢 . . . P 38

---

### ○ 資料編

- (資料1、2) 各種条例
- (資料3～5) 静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱要領等

# 1 はじめに

---

## (1) 森林（もり）づくり県民税について

### 森林の役割と森の力

県土の約6割を占める森林には、「土砂災害の防止（山崩れの防止）」や「水源の涵養（水を蓄える）」等、様々な働きがあり、私たちの暮らしを支える重要な役割を担っています。県では、この働きを「森の力」と呼んでいます。

ところが、手入れが遅れた森林は、下層植生が消失するなど荒廃が進み、「森の力」が低下して、県民生活に様々な悪影響が及ぶことが懸念されることから、「森林（もり）づくり県民税」を財源に「森の力再生事業」による荒廃森林の再生を進めています。

平成18年度から始まった「森の力再生事業」は、令和6年度現在、19年目、第2期の9年目を迎え、着実に荒廃森林の再生が進められています。

「森の力」が低下した森林



光が林内に入らず、下層植生が消失し、表土が流れやすい状況

森の力再生事業により「森の力」が回復



整備した結果、光が林内に入り、下層植生が発生した状況

### 森林（もり）づくり県民税の導入

静岡県は、荒廃した森林の再生整備に係る財源を確保するため、平成18年4月から「森林（もり）づくり県民税」を導入し、森の力再生事業第1期計画がスタートしました。

現在は、第2期計画として平成28年度から令和7年度までを事業計画期間と定めて、荒廃した森林の整備に取り組んでいます。

- 静岡県もりづくり県民税条例（平成17年12月制定）
- 静岡県森の力再生基金条例（平成18年3月制定）

## 税の仕組み

### ●課税方式

地域社会の費用を均等に負担いただく趣旨で設けられている県民税均等割の額に一定額を上乗せする方式

### ●納税義務者

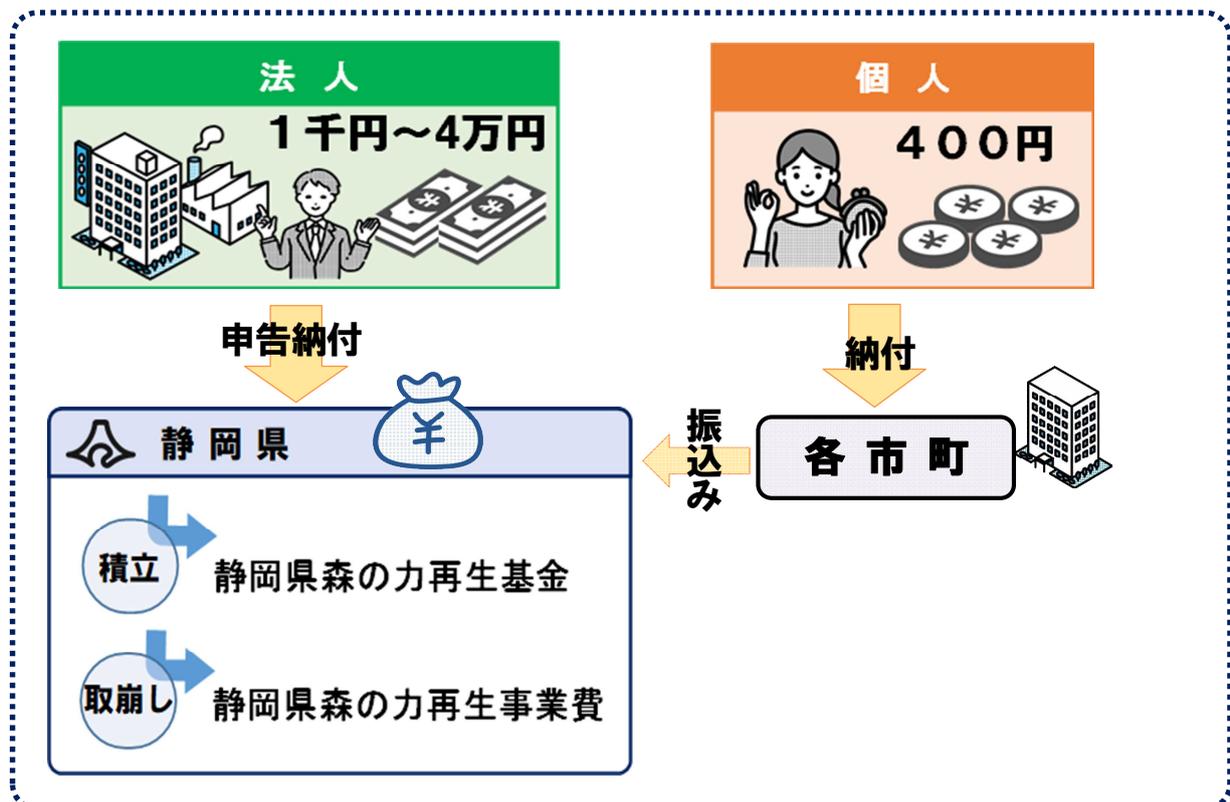
- ・1月1日現在で県内に住所を有する個人
- ・1月1日現在で県内に事務所、事業所又は家屋敷があり、それらが所在する市町内に住所がない個人
- ・県内に事業所等を有する法人等



森林（もり）づくり県民税  
※静岡県税務課HP

### ●「税額・税率」と「お金の流れ」

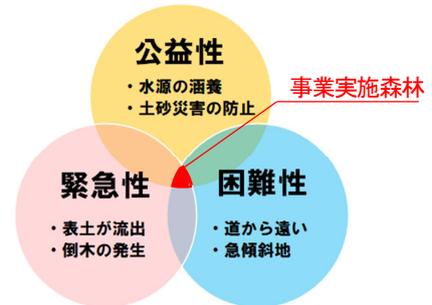
課税方式	県民税均等割超過課税方式
税率	個人 年額 400 円 法人 法人県民税均等割額の 5% (1,000 円～40,000 円)
課税期間	5年間 (R3～R7) (5年毎に見直し・継続)
総額	約10億円/年



## (2) 森の力再生事業の概要

### ① 事業の目的

本事業は、公益性が高いにもかかわらず、森林所有者による整備が困難なために荒廃した森林のうち、緊急性が高い森林を整備し、土砂災害の防止や水源の涵養等の「森の力」を回復させることを目的としています。



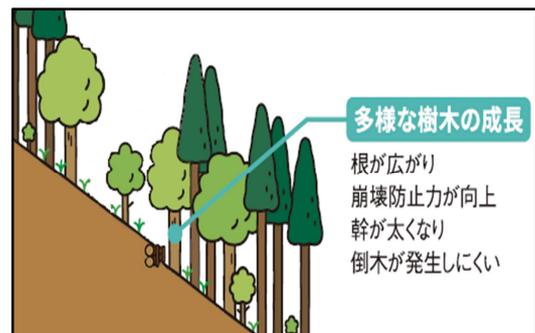
事業の実施基準（3要素）

### ② 「森の力」を回復させる手法と目指す森林

手入れが遅れたことにより林内が暗くなり、下層植生が消失して「森の力」が低下します。このような状態のスギ・ヒノキの人工林や竹林・広葉樹林を強度に伐採し、林内を明るい環境に改善することで、下層植生の発生・回復を促し、針葉樹と広葉樹の混交林や、多様性のある広葉樹林に誘導します。

#### 針広混交林、多様性のある広葉樹林とは

- ・生物多様性など公益的機能に優れた森林
- ・台風などの自然災害や病虫害被害に強い森林



針広混交林のイメージ（目指す森林の姿）

### ③ 整備後の管理

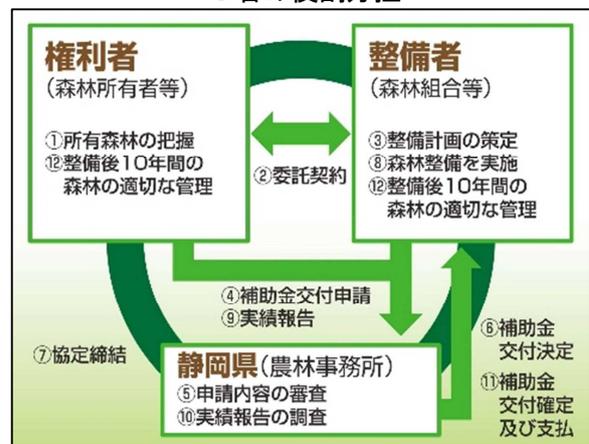
整備後の森林は、整備効果が発揮されるよう、一定の期間、適正に管理する必要があります。

このため、県、森林所有者及び整備者の3者で、整備後の管理について10年間の協定を締結します。

森林所有者と整備者は、整備後の森林の管理方法を決め、費用を負担します。県は、必要に応じて助言、指導を行う役割を担っています。

また、事業では、作業車道や歩道を整備して、管理しやすい基盤整備を実施しています。

#### 3者の役割分担



## 1 はじめに

### ④ 整備の種類

#### 人工林再生整備事業（一般型）

手入れが行き届かず、過密で暗くなり下層植生が消失し、荒廃したスギ・ヒノキの人工林を対象に、強度の伐採(※1)を行い、地表に光を当てることで、下層植生の発生・回復を促し、森の力を回復させます。

※1 森の力再生事業に限った伐採方法で、「環境伐」と言います。

整備前



手入れが遅れ、林内が暗くなり下層植生が消失

整備後



強度の伐採を行って、地表に日を当て、下層植生を発生・回復させ、「森の力」の回復を促進

伐採

(R1 整備 伊豆市城)

#### 人工林再生整備事業（災害対応型）

台風等により倒れたスギ・ヒノキを片付けることで、下層植生や広葉樹の発生を促し、多様な樹木で構成される森林を目指します。

整備前



集団で発生した倒木により、下層植生や広葉樹の発生・回復を阻害

整備後



倒木を片付けて、地表に日を当て、下層植生を発生・回復させ、「森の力」の回復を促進

片付け

(R2 整備 伊豆市湯ヶ島)

## 竹林・広葉樹林等再生整備事業

放置された里山林は、鬱蒼<sup>うっそう</sup>として林内に光が入らず、下層植生が消失し、表土が流出するおそれがある状態になっています。また、放置された都市近郊の竹林は、周囲の宅地や畑、森林に拡大するおそれがあります。このため、樹種の転換や適正な立木密度への誘導を図ることを目的とした伐採(※2)を行います。

※2 森の力再生事業に限った伐採方法で、「整理伐」と言います。

### ●竹林整備

整備前



竹が密生し、林内は暗く、下層植生が消失

整備後



竹をすべて伐採し、地表に日を当て、下層植生や多様な広葉樹を発生させ、「森の力」の回復を促進

皆伐

(R1 整備 湖西市大知波)

### ●広葉樹林整備

整備前



常緑広葉樹が密生し林内は暗く、下層植生が消失

整備後



適切な密度となるよう伐採し、下層植生や多様な広葉樹を発生させ、「森の力」の回復を促進

伐採

(R2 整備 菊川市三沢)

### (3) 森の力再生事業評価委員会

静岡県森の力再生事業評価委員会（以下「当委員会」という。）は、森の力再生事業の執行及び静岡県もりづくり県民税条例（平成 17 年静岡県条例第 88 号）第 1 条第 2 項に規定する森林（もり）づくり県民税の使途に関する評価を行うため、有識者等により構成する外部評価機関です。

当委員会では、前年度の事業の執行状況や整備後 3 年の整備効果を検証・評価し、県に対し次年度事業に向けた提言を行っています。

当委員会からの提言を受けた県は、次年度の計画に内容を反映させ、事業を進めています。

#### これまでの主な提言

- 1 事業効果の最大限の発揮のため、関連施策や市町との連携、民間との協働を進めること
- 2 事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組むこと
- 3 伐採した木材や竹材の利活用に努めること
- 4 納税への理解促進に向け、SNS 等を活用して事業の効果について、情報発信すること
- 5 事業をより適正に運用すること

## 2 第2期計画の中間検証・評価

---

第2期計画前期(H28からR2)5年分の事業成果と平成28年度から令和5年度までの8年間の事業の執行状況を検証・評価しました。

**(1) 第2期事業実績**

## ① 第2期事業実績

第1期計画の終了を見込み、平成26年度に県が実施した森林現況調査において、新たな荒廃森林が確認されました。

県は、調査結果に基づき、荒廃森林面積11,200ha、総事業費100億円、平成28年度から令和7年度までの10年間の事業計画を策定し、計画的に荒廃森林の再生を進めています。

現在、第2期計画は順調に進捗しており、令和6年度までの9年間で、9,736haの荒廃森林が再生される見込みです。

単位：(上段) 事業量 ha

(下段) 事業費 百万円

年度	区分					
	人工林再生整備		竹林・広葉 樹林再生 整備	事業評価 県民広報	合計	累計面積 (進捗率)
	一般型	災害 対応型				
平成28年	996	23	20		1,039	1,039 (9%)
	753	80	76	10	919	
平成29年	1,010	16	14		1,040	2,079 (19%)
	779	58	62	15	915	
令和30年	992	19	24		1,035	3,114 (28%)
	763	72	92	11	939	
令和1年	1,064	78	22		1,164	4,278 (38%)
	827	115	94	9	1,045	
令和2年	1,273	35	27		1,335	5,613 (50%)
	940	88	93	15	1,136	
令和3年	885	23	29		937	6,550 (58%)
	655	61	126	10	853	
令和4年	753	13	21		787	7,337 (66%)
	569	40	82	13	704	
令和5年	967	17	15		999	8,336 (74%)
	756	62	58	28	904	
令和6年 (見込)	1,356	26	18		1,400	9,736 (87%)
	1,172	56	82	10	1,320	
合計	9,296	250	190		<b>9,736</b>	
	7,214	633	766	122	8,735	

※計の不一致は四捨五入による。

※%は全体計画(11,200ha)に対する累計の進捗率。

② 下層植生の発生・回復状況

県では、整備後3年を経過した全ての整備箇所について、下層植生の発生・回復状況を調査しています。当委員会では、この調査結果を検証・評価しています。

ア 調査方法

- ・調査者:整備者及び権利者
- ・調査時期:6月から8月(下層植生が繁茂している時期)
- ・調査方法:事業実施時に設置したプロットを調査プロットとする。  
調査プロット数は、1haあたり1箇所(最大10箇所)  
調査プロット内の下層植生が地表を覆う面積(植被率)を計測する。
- ・調査の結果判定:以下の判定基準のうち、最も多かった基準を採用  
 植被率 20%を超える → 「順調に回復」  
 植被率 10%を超え 20%以下 → 「今後、回復が見込まれる」  
 植被率 10%以下 → 「回復が見込まれない」

イ 調査結果

第2期計画の前期(H28からR2)までに整備した箇所を検証した結果、概ね「順調に回復(植被率 20%を超える)」と判定しました。

なお、令和2年度に整備した箇所のうち「今後、回復が見込まれる(植被率が 10%を超え 20%以下)」と判定した9箇所は、経過観測中です。

第2期計画前期5カ年の下層植生の発生・回復状況

整備年度	整備箇所数(エ)	調査年度	順調に回復(ア)	回復が見込まれる(イ)	回復が見込まれない(ウ)	回復率(%) (ア/エ*100)
H28	134	R1	132(134)	2(回復済)	0	99(100)
H29	144	R2	140(144)	4(回復済)	0	97(100)
H30	138	R3	136(138)	2(回復済)	0	99(100)
R1	145	R4	140(145)	5(回復済)	0	97(100)
R2	174	R5	165	9 (経過観測中)	0	95
合計	735		713(726)	22(9)	0	97(99)

● 調査結果事例

人工林再生整備事業（一般型）

（H29 整備 島田市尾川）

整備直後	3年後
	
<p>強度の伐採を行い、地表に光を当てる</p>	<p>下層植生や広葉樹が発生・回復</p>

森の力回復

人工林再生整備（災害対応型）

（H28 整備 静岡市駿河区青木）

整備直後	3年後
	
<p>倒木を片づけ、下層植生や広葉樹の発生を促進</p>	<p>下層植生や広葉樹が発生・回復</p>

森の力回復

竹林・広葉樹林等再生整備

（H29 整備 牧之原市切山）

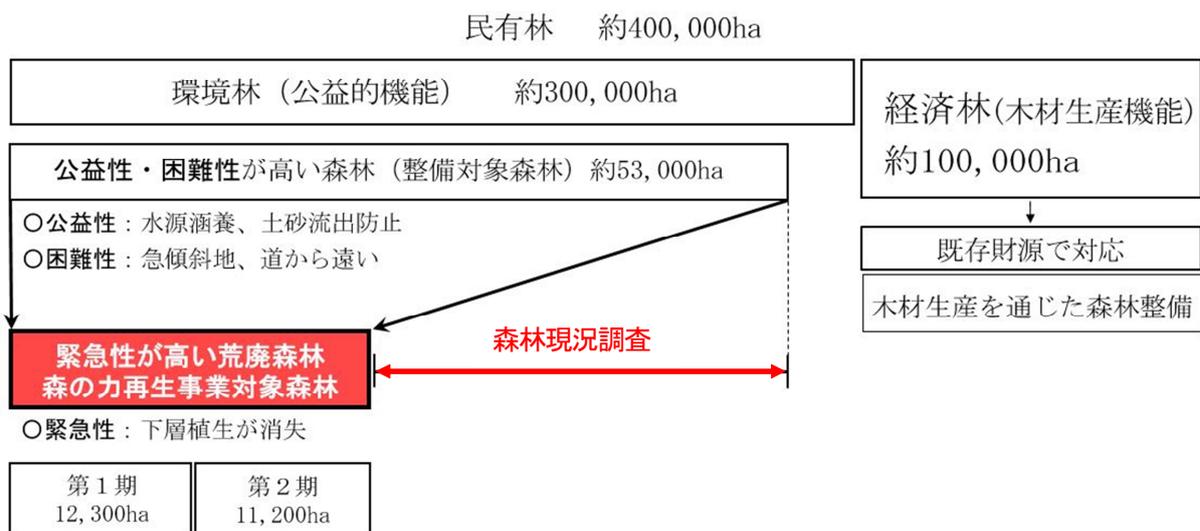
整備直後	3年後
	
<p>密生した竹を伐採し、地表に光を当てる</p>	<p>下層植生や広葉樹が発生・回復</p>

森の力回復

③ 森林現況調査

第1期計画の終了時と同様に、森の力再生事業の第2期計画が完了することを踏まえ、整備対象森林のうち、森の力再生事業対象外の約3万haについて、令和5年度に、県による森林現況調査が行われました。その結果、新たな荒廃森林が確認され、調査結果の精査が進められています。

● 森の力再生事業の全体像



(2) これまでの評価を踏まえた主な提言と県の対応状況

提言1 事業効果の最大限の発揮のため、関連施策や市町との連携、民間との協働を進めること

県の対応1

① 停電防止のための予防伐採

台風等の倒木被害による停電を未然に防止するため、電力会社が実施する保安伐採（配電線の支障となる樹木や枝の伐採）と連携した森林整備が行われました。



② 流木発生源対策

台風等によって発生する流木が原因で、漁業被害等が発生しています。降雨によって、奥地の森林から直接漁港等へ立木や伐採した丸太が流出することはありませんが、県では、流木発生源対策として、漁港等の上流域を重点整備区域に設定して、当該区域で森の力再生事業による整備を進めています。森林整備に当たっては、伐採木や枝条が溪流に転落しないように集積、固定するほか、簡易木柵工への利用が進められています。

実施事例（沼津市戸田）



保全対象となる漁港と整備地の位置

伐採木の流出防止措置の状況

③ 森林環境譲与税による市町の森林整備事業との連携

国は、市町による森林整備等の新たな財源として「森林環境税」を創設し、令和元年度から森林環境譲与税（以下、譲与税）として市町に譲与を開始しました。

市町は、これを財源として、景観に配慮した伐採や道路・人家裏等の危険木の伐採といった、地域の実情に応じた森林整備に取り組んでいます。奥地の水源林等で行う県の森の力再生事業と里山林等で行う市町の譲与税事業を組み合わせた効果的な森林整備が推進されています。

項目	県	市町
財源	森林（もり）づくり県民税（県税）	森林環境譲与税（国税）
課税額	個人：400円／年 法人：1,000～40,000円／年	個人：1,000円／年
用途	森の力再生事業による荒廃森林の再生	地域の実情に応じた森林整備等

提言2 事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組むこと

県の対応2

安全対策の強化

森の力再生事業は、急峻な地形での作業が多く、事故も発生しやすいことから、整備者の安全管理体制の強化に向けて、技術講習会等が開催されています。



作業道具のチェック



伐根の点検

提言3 伐採した木材や竹材の利活用に努めること

県の対応3

現地発生材の利活用

伐採した木材・竹材は、搬出できないものは転落しないように等高線に平行にまとめて残置しています。また、必要に応じて設置する簡易木柵工の材料として現地で活用されました。

品質の良い木材・竹材は、可能な限り運び出しています。第2期計画の8年間で約10万㎡の丸太が搬出され、県産材として活用されました。



伐採材の林内活用（簡易木柵工）



伐採した木材の搬出状況

提言4 納税への理解促進に向け、SNS等を活用して事業の効果について、情報発信すること

県の対応4

「森林(もり)づくり県民税」の用途や、税を財源とする「森の力再生事業」の効果・必要性について、県民に対し、理解を深めてもらうため、様々な広報活動が行われました。

対象	取組内容
納税者である 県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、ラジオ、イベント等による広報</li> <li>・納税通知書への説明資料同封</li> <li>・県民だより、市町広報誌掲載</li> <li>・SNS（県フェイスブック）掲載</li> <li>・事業実施による看板設置・横断幕掲示</li> <li>・タウンミーティングの実施</li> </ul>
森林所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者向けパンフレットの配布</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業や建設業界誌への掲載</li> <li>・業界団体、商工会議所等への事業説明</li> <li>・市長会、町村長会における説明</li> <li>・将来世代に向けた情報発信</li> <li>・森づくり県民大作戦での説明等</li> </ul>

① PRブースを出展した広報

県内商業施設やイベントにPRブースを出展して、事業周知を図る取組が進められています。PRブースには、毎回100家族以上もの、大変多くの県民の皆様が立ち寄りました。



県内イベントへ出展したPRブース  
(R 6. 2 @青葉通り静岡SDGs万博)



県内商業施設へ出展したPRブース  
(R 6. 5 @アピタ静岡)

② 各種広報媒体によるPR

県民だよりや県のホームページ、SNS等を活用した取組が進められています。



市町も広報紙でPRに協力



県フェイスブック掲載

### ③ 整備地におけるPR

事業実施中は、横断幕を掲示して事業のPRがされています。

さらに、整備後は、森林（もり）づくり県民税を活用されたことが一目で分かるように、整備地毎に看板が設置され、事業効果もPRされています。



事業実施中は横断幕でPR



整備後は看板で整備効果をPR

### ④ その他

#### ア 「税を考える週間」におけるPR

森林（もり）づくり県民税の理解促進に向け好機となる「税を考える週間」（毎年11月11日～17日）とタイアップして、県民の皆様の目に留まりやすい場所で事業のPRがされています。



静岡駅前地下道ショーウィンドーで  
森の力再生事業をPR



総合庁舎ロビーでの「県税広報」に併せて  
「森林（もり）づくり県民税」を周知

## イ 将来世代に向けた情報発信

小学生や中高校生が、森林の働きや森林整備の必要性を理解できるようホームページ等を開設し、積極的な情報発信の取り組みが進められています。



小学生向けホームページの開設



中高校生向けの環境学習サイトとの連携

## ウ 森の力体験ツアーの実施

森林から川を下って栄養分が海へと流れることは、よく知られています。美しく豊かな海を守るためには、森林の整備が重要です。

そこで、県民の皆様にも、豊かな海はどんな海か、漁業体験を通じて理解を深めていただいています。その上で、豊かな海の上流の森林はどうなっているのか、実際に森の力再生事業で整備された現地を歩いていただき、森林整備の必要性を実感していただくツアーが実施されています。



伐採体験（森の力再生事業現場）



漁業体験（内浦漁港）

提言5 事業をより適正に運用すること

県の対応5

① 事業趣旨等に関する研修会の実施

県担当職員や整備者が、事業の趣旨や要件等について十分に理解し、森林所有者の特定や合意形成、事業目的に合致した整備等が着実に進められるよう、各種研修会が実施されています。

② 事業実施中・実施後の確認調査の実施

全整備者を対象に、事業実施中の事務処理や実施状況の確認・指導と、事業実施後の管理体制や書類の整備・保管状況の確認調査が実施されています。



整備者向け研修会



事業実施中の確認調査

③ 森林所有者向けリーフレットの作成・配布

事業の目的や整備内容等を分かりやすく記載したリーフレットが新たに作成されました。森林所有者に対して行う事業説明等が円滑に実施されるように整備者に対する支援が行われています。



森林所有者向けリーフレット

### (3) 事業に対する評価

#### ① 事業の執行

平成28年度から令和5年度までの8年間の事業執行状況について、現地検査の結果や完成写真等を検証した結果、関係者の適切な連携及び事業運用のもと森林整備が概ね順調に進められていることから、いずれも適正に執行されており、公益的機能を持続的に発揮させるという事業目的にかなう効果が期待できると評価します。

#### ② 事業の効果

平成28年度から令和2年度までの5年間について、整備後3年の下層植生の発生・回復状況を検証した結果、すべての整備地で、「森の力」は「順調に回復」もしくは「今後、回復が見込まれる」ことから、計画どおりに整備効果が発揮されると評価し、森林(もり)づくり県民税が効果的に活用されていると判断します。

## (4) 今後の課題

第2期計画の検証・評価から、今後の課題として以下の点が挙げられます。

### ① 広葉樹の定着に向けた整備箇所の維持管理について

発生・回復した広葉樹を定着させ、森の力を持続的に発揮させていくためには、整備によって改善された光環境を維持していくことが重要です。

調査結果では、整備後、数年を経過すると光環境が悪化し、広葉樹の生育や更新を促進するための水準を下回る事例が確認されています。

森の力再生事業の整備地は、急傾斜や道から遠いなどの理由により、手入れが行き届かなかった森林であることから、整備後の管理も、定期的を実施することは難しいと思われま

す。そのため、下層植生の十分な発生・回復に必要な整備地の事業効果（改善された光環境）を一定期間維持するためには、事業実施時に数年で上空が閉塞しないように十分な空間を開けることが重要です。

今後の整備において、光環境が一定期間維持されるとともに、台風などによる風倒被害を考慮した最適な伐採幅の検討が必要と考えます。

また、強度の伐採の目的とその効果、及び自然災害の発生リスクなどについて、森林所有者が不安を抱かないよう分かりやすく説明し、理解促進を図ることが必要です。

### ② 獣害対策について

全てのモニタリング調査箇所でシカ等による食害が確認されており、植生の回復の阻害や種の単一化など、森の力の回復に大きな影響を及ぼしています。

伐採した箇所全域をシカ柵等で防護することは、費用や労務の面からも現実的ではないため、空間を広く開けた箇所や、種子の供給源となる母樹の付近といった、広葉樹の成長が特に期待される箇所をスポット的にシカ柵で囲うなど、確実に下層植生を発生・回復させるための効果的な獣害対策を検討していく必要があります。

### ③ 新たな荒廃森林への対応について

令和6年度第2回評価委員会において、県から、森林現況調査の結果、新たな荒廃森林が確認されたとの報告がありました。

確認された荒廃森林については、その再生に取り組むよう検討を進める必要があります。

### **3 今後の荒廃森林の再生への提言**

---

### 3 今後の荒廃森林の再生への提言

本事業の第2期計画（事業期間 H28 から R7（10 年間）、事業面積 11,200ha）は概ね順調に進み、今後、森林の持つ公益的機能が発揮されることが期待されます。

近年、集中豪雨や台風の大型化など土砂崩れ等の災害リスクが高まっていることから、森林の持つ公益的機能が発揮されるよう、森林整備の重要性が再認識されています。しかしながら、シカの食害などの影響により下層植生が消失し、新たな荒廃森林が県内各地で確認されました。

このため、今後の荒廃森林の再生への提言として、次のような取組を求めます。

#### ① 「森の力」の回復に必要な森林整備の継続

荒廃森林については、伐採や倒木の処理、繁茂した竹の除去など、森林の有する公益的機能が発揮され、「森の力」の恩恵を多くの県民の皆様が享受出来るよう、引き続き、森林整備に取り組んでください。

特に、緊急に整備する必要性のある荒廃森林の再生は、広域的な観点をもつ県が主体となって取り組んでください。

#### ② 「森の力」の持続的な発揮に向けた取組

健全な森林が持つ「森の力」が、今後も持続的に発揮されるよう、県民全体に対し、森林を適正に管理するよう促してください。

また、森林整備の担い手の育成や伐採木の利活用、獣被害対策の強化など、幅広い施策と一体的に推進するとともに、市町や民間等と協働し、継続的な森林管理に努めてください。

これまでに実施した「森の力再生事業」において、「森の力」が回復された森林は、その効果を持続的に発揮されるよう維持管理に努めるとともに、「森の力」の回復に関する取組を県全体に普及して、「森の力」の持続的な発揮に向けた森林整備を推進してください。

#### ③ 「森の力」の回復に対する理解の深化

緊急的な整備を必要とする荒廃森林の再生には、県民の理解と協力がなくてはなりません。

併せて、荒廃森林を有する森林所有者と整備を実施する整備者及び行政間で共通の理解を持つことが重要です。

これまで実施してきた「森林（もり）づくり県民税」を財源とした森の力再生事業の取組によって得られた様々な波及効果をソーシャルメディア等を活用して、幅広い世代に積極的に情報発信するとともに、関係者間で「森の力」の回復の推進に必要な情報を共有し、理解を深める取組を充実させてください。

#### ④ 新たな荒廃森林への対応

令和5年度に実施された森林調査の結果、新たに確認できた荒廃森林について、その再生に取り組んでください。

## 4 その他

---

## (1) 森林（もり）づくり県民税の概要

### 森林（もり）づくり県民税導入の経緯

静岡県では「森の力」の回復に向け、平成 15 年から荒廃した森林の再生について検討を始め、有識者等の意見を踏まえた結果、平成 18 年から「森林（もり）づくり県民税」により森林の再生を進めることになりました。

#### 意見① 「森づくり百年の計委員会」（平成 15 年 3 月～平成 17 年 3 月）

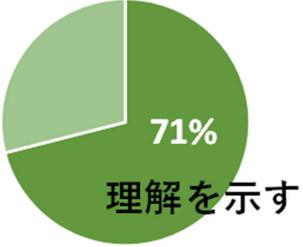
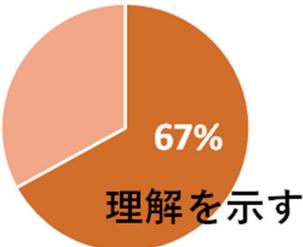
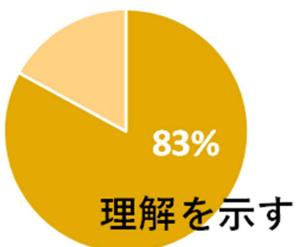
##### ● 既存施策の評価

造林・林道・林業振興など既存の事業を評価し、「必要性や効果が低いものは無いが、所有者等による整備が期待できない森林に対する事業が無い

##### ● 提言（平成 16 年 11 月）

荒廃森林の再生は、森林所有者による経済ベースでの整備が困難な森林について、県民の協力を得ながら公的関与を拡大するもので、標準的施策を超える先進的施策と認められることから、県民に対し新たな負担を求めることが必要である。

#### 意見② 森林（もり）づくり県民税導入に対する県民理解

タウンミーティング (平成 16 年 5 月～6 月)	アンケート① (平成 16 年 6 月～7 月)	アンケート② (平成 17 年 7 月～8 月)
 <p>71% 理解を示す</p>	 <p>67% 理解を示す</p>	 <p>83% 理解を示す</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内 54 箇所で開催 (43 市町村)</li> <li>・ 県民 1,889 人が参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民 4,000 人を対象 (回答率 3 割)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内各界の有識者、県民 772 人を対象 (回答率 6 割)</li> </ul>

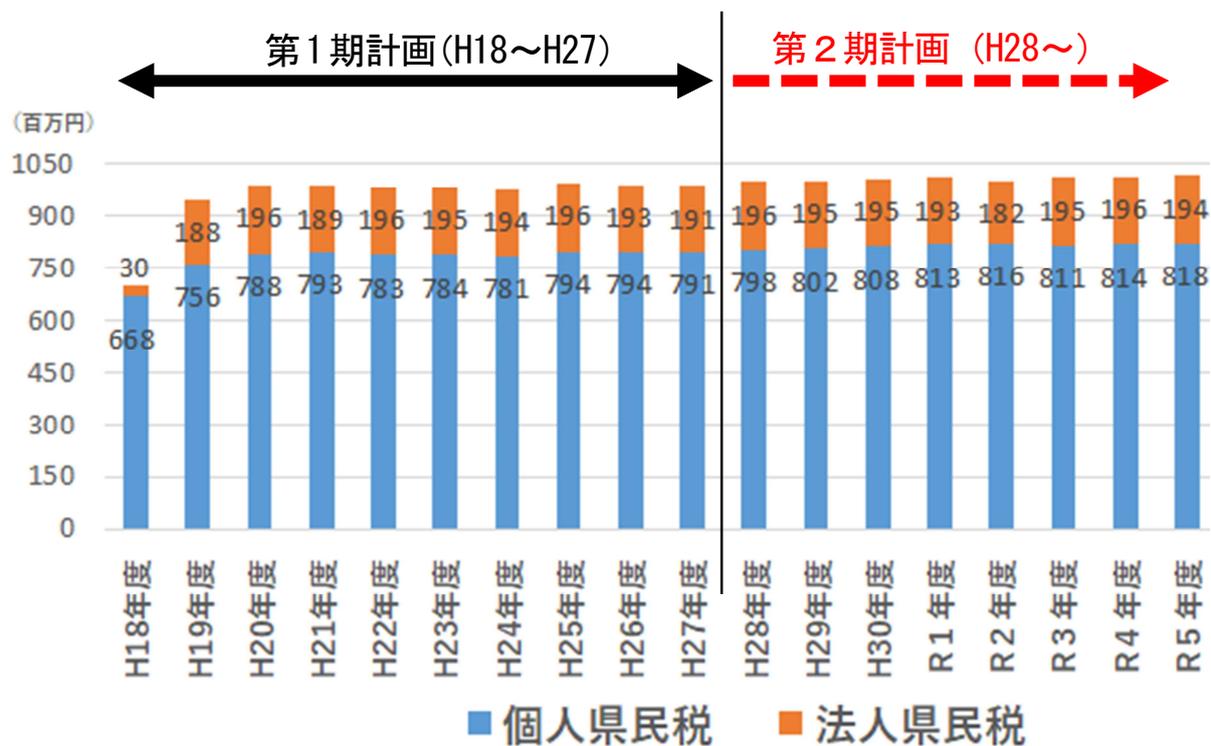
## 4 その他

### 税収の状況

税収額は、毎年度 10 億円前後で推移しており、令和 5 年度までの 8 年間で総額は約 80 億円となっています。

(単位：百万円)

年 度	個人県民税	法人県民税	合 計
平成 2 8 年度	7 9 8	1 9 6	9 9 4
平成 2 9 年度	8 0 2	1 9 5	9 9 7
平成 3 0 年度	8 0 8	1 9 5	1, 0 0 3
令和 元 年 度	8 1 3	1 9 3	1, 0 0 6
令和 2 年 度	8 1 6	1 8 2	9 9 8
令和 3 年 度	8 1 1	1 9 5	1, 0 0 6
令和 4 年 度	8 1 4	1 9 6	1, 0 1 0
令和 5 年 度	8 1 8	1 9 4	1, 0 1 2
合 計	6, 4 8 0	1, 5 4 6	8, 0 2 6



### 基金の状況

「静岡県森の力再生基金」は、「静岡県森林（もり）づくり県民税」と運用益を積み立てたもので、当基金を財源として「森の力再生事業」を実施しています。

「静岡県森林（もり）づくり県民税」は、「静岡県森の力再生基金条例」で定められた事業に活用するため、明確に経理を区分し基金に積み立てています。

令和5年度までの「静岡県森の力再生基金」の積立額は、約82億6千万円となっています。

(単位：百万円)

年 度	税積立額	運 用 益	前年度繰越額	基金合計
平成28年度	978	0.1	59	1,037
平成29年度	1,018	0.1	118	1,136
平成30年度	995	0.1	222	1,217
令和元年度	1,004	0.1	278	1,282
令和2年度	997	0.1	237	1,234
令和3年度	1,002	0.1	98	1,100
令和4年度	1,015	0.1	247	1,262
令和5年度	1,005	0.4	558	1,564
合 計	—	—	—	8,268

※R4の積立額は過年度返納額を含む。(過年度返納額2,888千円)

※四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

## (2) 森の力再生事業の波及効果

事業の取組が進むとともに、様々な波及効果が生まれています。

### ① 地域住民による森林管理

地域住民が一体となった森林管理の取組が進んでいます。

- ・ 事業を活用した里山林の整備を契機として、地域住民が一体となり森林を管理する機運が高まった。
- ・ 廃村集落跡周辺の森林を本来の姿で次世代へ引き継ぐ取組につながった。
- ・ 住民が中心となった里山保全活動の団体が、竹林を伐採した後、地域の憩いの場づくりの取組につながった。

### ② 他分野から森林整備分野への参入と雇用の創出

第2期計画の平成28年度から令和5年度までの8年間に、建設・造園業者やNPOを中心に6者の事業体が新たに事業に参入しました(第1期計画からの18年間で49者)。

森の力再生事業は、収支を考えながら実施する林業とは異なることから、林業に精通していない他業種が参入しやすい事業となっています。

例えば、建設業者では、作業道の開設等の基盤整備などで、もともと有する土木工事技術の強みを活かせるなどの理由から参入する事例が見られます。また、新たに参入する事業体においては、林業技術者の育成や新規採用などへの取組も行われ、新たな担い手育成にもつながっています。

### ③ 森林管理意欲の向上

作業の安全性や効率性を確保するため、幅員約3.0mの作業車道が約210km開設されました。

林内路網が整備されたことにより、これまで徒歩以外で行けなかった所有山林まで、軽トラックなどで容易に行けるようになったことから、森林所有者が森林を管理しようとするなど、意欲の向上にもつながっています。



作業車道の整備状況



〈森林所有者さんの声〉

自分の山林に自家用車で行くことができるようになり有難い。自分の山林を管理しようという気持ちも芽生えた。

## 4 その他

### ④ 二酸化炭素の吸収

適切に管理された森林は、二酸化炭素の吸収源としてカーボンニュートラルの実現に重要な役割を果たしています。

森の力再生事業第2期計画の8年間で整備した、約 8,300ha の森林が吸収する二酸化炭素は、年間約 48,000t-CO<sub>2</sub> と推定(※)されます。これは、自動車約 20,000 台(1台あたり約 2.3 t-CO<sub>2</sub>)の1年間の排出量に相当します。

※森林による吸収量は、農林水産省が使用する計算方法をもとに、以下の計算により推定しています。

吸収量(二酸化炭素トン/ha・年) = 吸収量(炭素トン/ha・年) × 換算係数

用語	説明	計算に使用した数値
吸収量(炭素トン/ha・年)	過去の事業実績から算出した、1 ha 当たりの森林が1年間で吸収する炭素重量)	1.56
二酸化炭素換算係数	炭素量を二酸化炭素量に換算するための係数	44 / 12

これらの数値に事業による8年間の整備面積(8,336ha)を乗じて森林による吸収量を推定しました。

### (3) 県民意見

県では、第2期計画策定時(H27)と第2期計画の5年目の事業延長時(R2)に「未来への森づくりタウンミーティング」を開催し、事業継続の必要性の有無を県民に伺いました。

また、実際に事業が実施された森林所有者から感想を伺い、次年度以降の事業へ反映させています。

県に寄せられた県民意見を踏まえ、当委員会では、事業継続の必要性について、定期的に検証・評価しております。

#### ① 「タウンミーティング」参加者からの主な意見

【H27 タウンミーティング】
山林を相続したが、自分では手入れができていなかった。整備してもらえてとても助かった。
400円がどのように使われているかわからない。使われ方をもっと宣伝してほしい。
雪害や風倒木被害地が見えないところでもかなりあるようなので、整備をするためにも事業の継続をお願いしたい。
もう少し税金がどのような整備に使われているのかが伝われば、前向きに税金を払って協力する人が増えると思う。そういった情報を発信してほしい。
静岡は水が美味しいし、森林の恵みを受けている。色々な他事業ではできない箇所の整備が進んでいると聞いて、とてもいいことだと思う。
国の補助事業の対象外のものを対象とする、林業の採算の合わないところを対象とするなど、他の事業や施策との住み分けをしっかりと説明していただければ、この事業の評価はもっと高まるのではないかと。
税金を負担している側に対して、しっかりと広報が行われているか？都市部の人達には森林が大事なことを積極的にアピールしてほしい。
森の力再生事業の竹林伐採を行っているが、「通学路や県道にかかっていた竹林が整備され、地域の悩みが解決できた」などと、地権者や地域の人から喜ばれている。
宅地化が進み、住宅の近くの荒廃した竹林・広葉樹林は危険な状態である。森林づくり県民税の認知度も高まっている。水源涵養や土砂災害防止だけにとらわれることなく、防犯、景観も生活用環境の重要な要因であるということを考えてもらいたい。

## 4 その他

【R2 タウンミーティング】
3年後に下層植生が回復した森林の状況を確認すると整備の成果を感じることができる。
事業を実施した後、広葉樹が生えても食害が起こる点が課題だと感じている。
直接の事業効果はもちろんのこと、雇用確保の面からも高い評価を受けている。まだまだ整備するところはたくさんある。
森林整備は結果が出るのに時間がかかる。ぜひこういう事業は長い目で見て継続的に実施してほしい。
整備後の10年間の適正な管理の実施が肝心。
森林づくり県民税と森林環境税の使い方について、しっかり区分けし特徴を出してほしい。最近、災害発生の頻度が高いと感じる。実際、里山地域の民家のそばにある木が風倒被害にあったが、事業があったので処理できた。
市民としては、なぜ税金を払っているのかということを知りたいが、山が荒れているという状況を知らないと思う。もっと山の状況から含めてPRに力を入れてもらいたい。
放置竹林整備を実施できる事業は、この森の力再生事業のみだと思う。今後も実施してほしい。

### ② 事業を活用した森林所有者からの主な意見

台風による倒木被害がきっかけとなり事業を活用した。森林の保全のために、個人ではできなかった整備をしていただき感謝している。
歩道を整備してもらったので、今後自分でも見に行きたい。
自然保護や災害防止の観点から優れた事業。事業実施後の適正な管理について林業事業体と協力して行えることも、森林所有者としては非常にありがたい。
長い間、放置されていた森林が手入れされ、道路も明るく太陽の光が入り、これが本来の山の姿なのだろうと喜んでいきます。環境づくりにつながる仕事だと思います。
荒れ放題で竹林の中を歩くこともできず、困っていたのできれいにしていただき、本当に助かりました。
高齢化に伴い長年放置している状態でありました。森の力再生事業を行っていただき、山の荒廃や自然災害発生の心配が少し緩和されたように思われます。山に日が入ることで森の再生が進むことを期待しております。又、近所の方にも大変喜ばれています。
道路から見える所なので、きれいになり、森の中も明るくすっきりしたことで、今後の整備もしやすくなりました。

③ 県政世論調査・県政インターネットモニターアンケート等

県では、県民の皆様の生活についての意識、県政の主要課題についての意識等を把握し、県政推進のための基礎的な資料とするため、「県政世論調査」及び「県政インターネットモニターアンケート」等を実施しています。

ア 県政世論調査

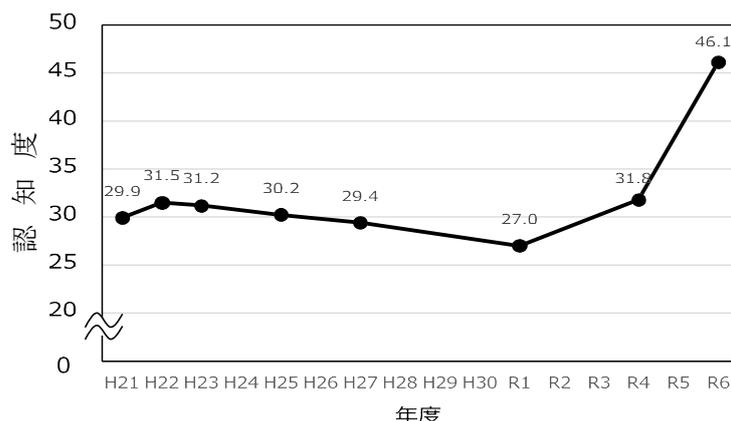
(ア) 調査の概要

- ・対象：県内在住の満 18 歳以上の県民
- ・標本数：3,000～4,000 人（年度によって異なる）

(イ) 調査結果

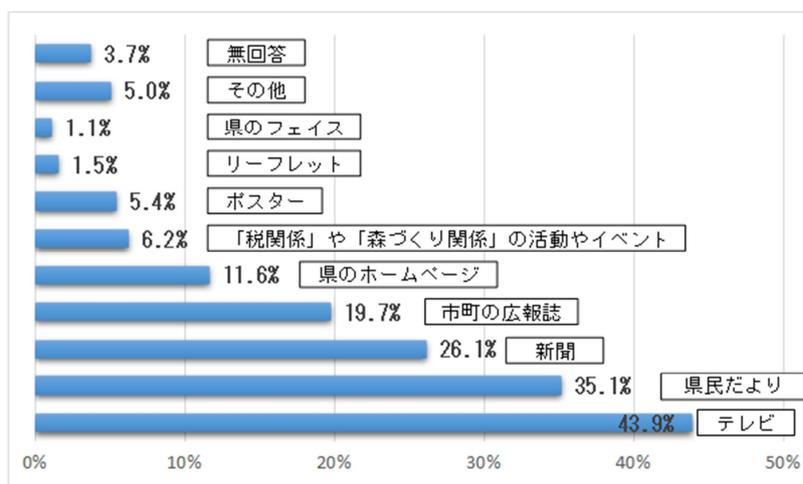
α 認知度

「森の力再生事業」の認知度は概ね 30%で横ばいであったが、最新の調査結果（R6）では 46.1%の県民が認知している結果となり、増加傾向となりました。



β 認知した媒体

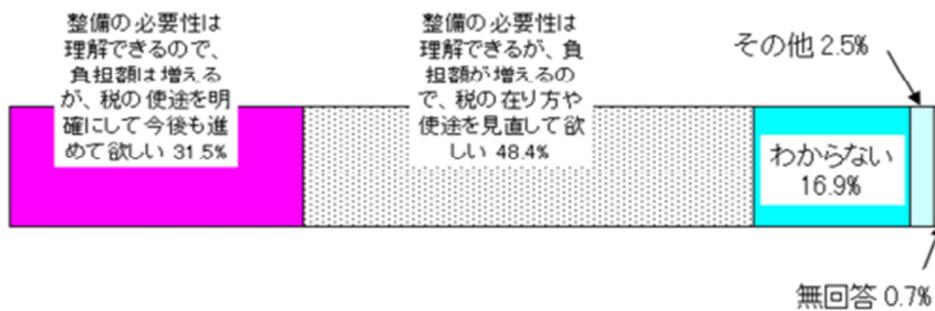
「森の力再生事業」を知った方法は、「テレビ・ラジオ」が 43.9%で最も高く、次いで「県民だより」35.1%、「新聞」26.1%、「市町の広報誌」19.7%の順になりました。（R4 調査結果）



c 森林整備と税負担への意見

県が取り組む森の力再生事業による荒廃森林の整備と、市町が取り組む森林環境譲与税による森林整備を組み合わせ、森林整備を進めていくことについて、「整備の必要性は理解できるので、負担額は増えるが、税の用途を明確にして今後も進めて欲しい」が31.5%、「整備の必要性は理解できるが、負担額が増えるので、税の在り方や用途を見直して欲しい」が48.4%となりました(R6 調査結果)。

約80%が森林整備の必要性を認識する一方で、その内の約60%が税の負担を感じている結果となりました。



イ 県政インターネットモニターアンケート

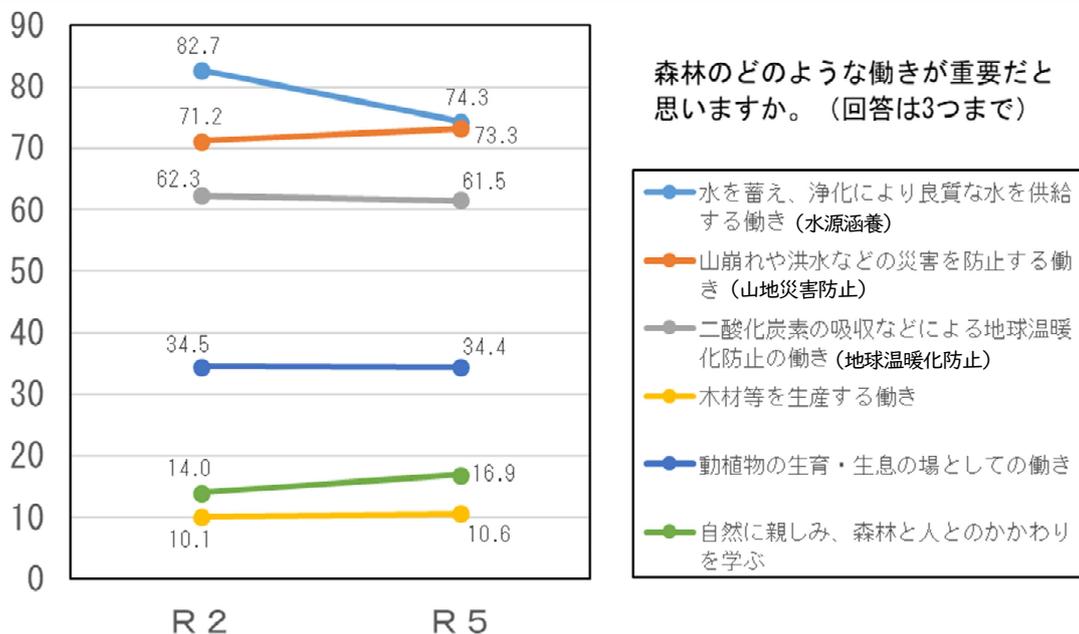
(ア) 調査の概要

- ・ 調査方法: インターネットによるアンケート調査 (約 600 人)
- ・ 対象: 県内に在住又は通勤・通学している満 15 歳以上の方

(1) 調査結果

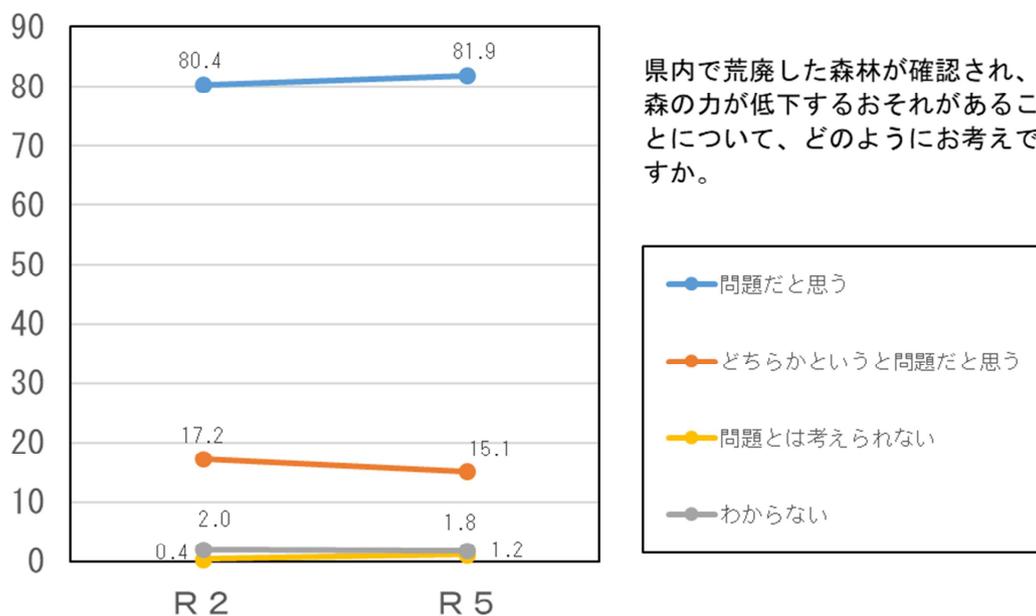
a 森林に期待する働き

「水源涵養」、「山地災害防止」、「地球温暖化防止」の順に多い結果となりました。



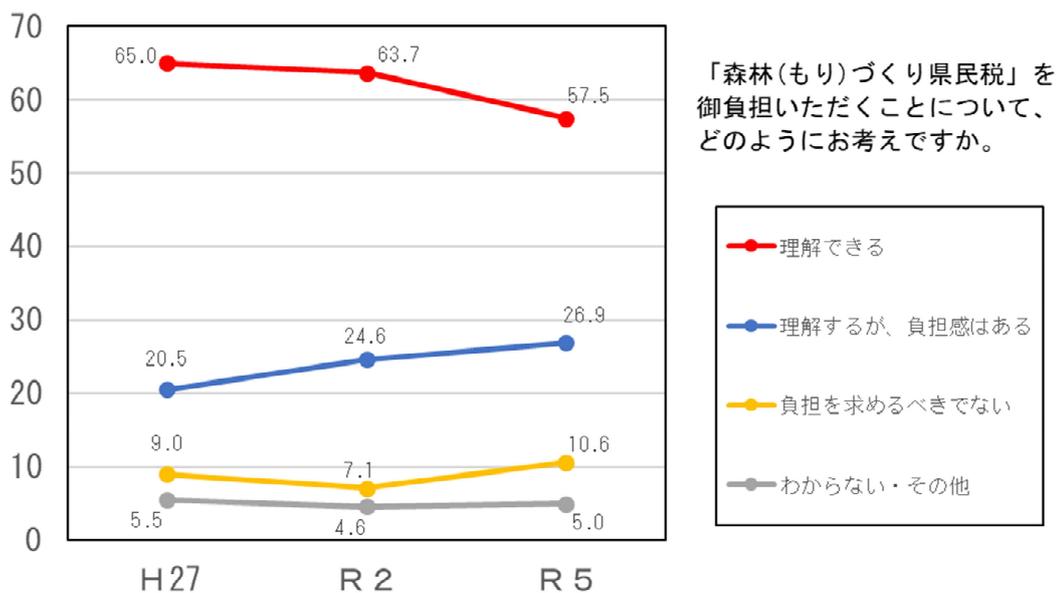
**b 荒廃森林について**

8割以上の方が問題だと認識しています。



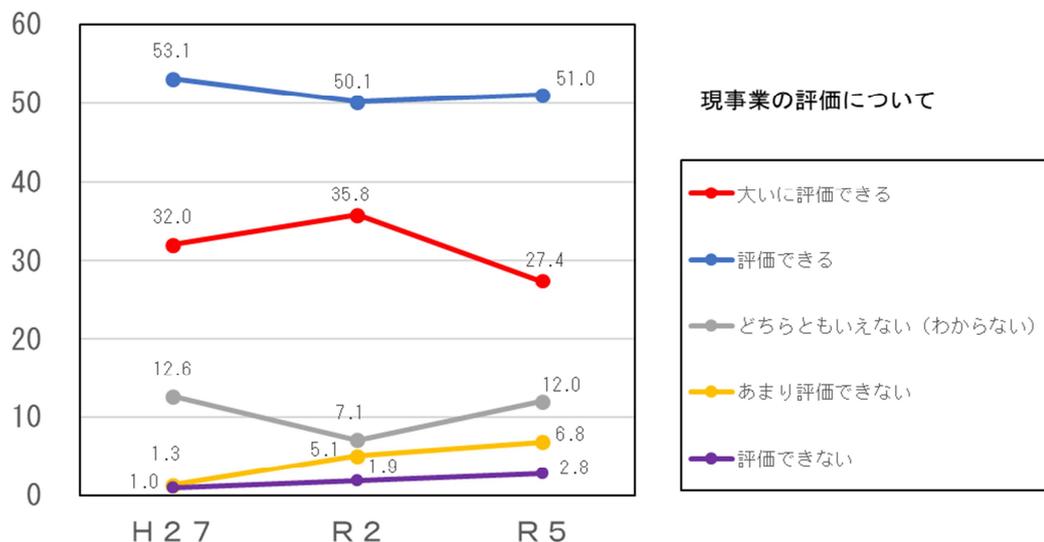
**c 税負担について**

「理解できる」が57.5%、「理解するが、負担感はある」が26.9%、合わせて84.4%の方から一定の理解を得ています。



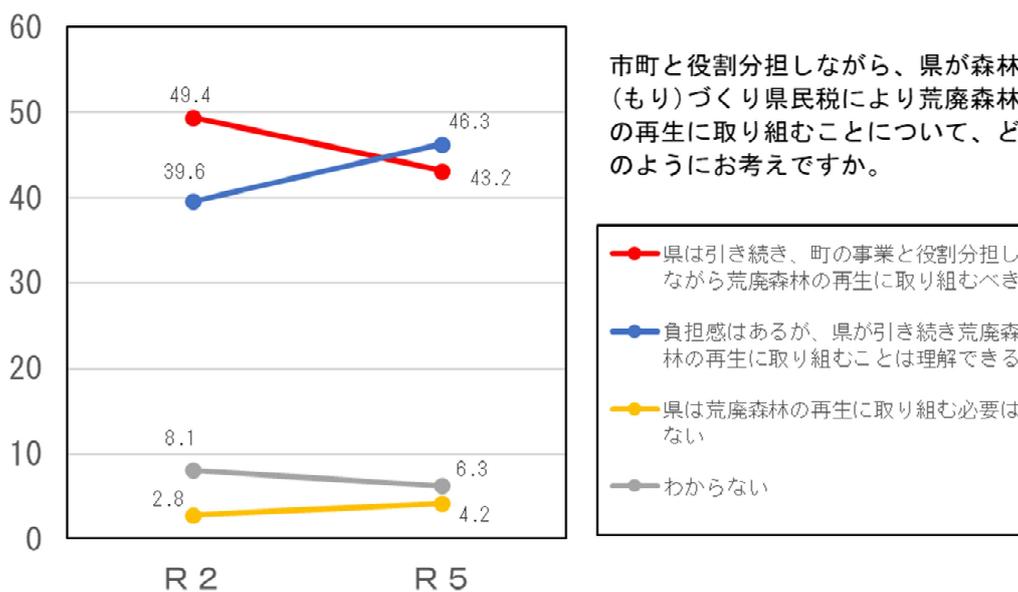
d 現事業について

「大いに評価できる」が27.4%、「評価できる」が51.0%、合わせて78.4%の方から一定の評価を得ています。



e 森林整備への理解

- ・市町の森林環境譲与税を財源とする森林整備と、県の荒廃森林の再生への取り組みは、約9割の方が理解を示しました。
- ・一方で、全体の約半数は「森林(もり)づくり県民税」及び「森林環境税」に対して負担を感じている結果となりました。



### ④ 県民意見の検証・評価

#### (事業に関する評価)

事業に関しては、事業に実際関わった森林所有者や整備者は、事業の効果や必要性を感じていますが、県民全体には事業効果や必要性が伝わっていないとも感じていますので、一層広報に努める必要があります。

また、県内には整備すべき森林が依然として多いので、森の力再生事業による整備を望む声もありました。森の力再生事業だからこそできる、荒廃森林の整備は効果的であると、事業制度を評価します。

#### (税に関する評価)

税の徴収と活用について、PRが不足していることは明らかです。

税が無駄に活用されている、止めるべきだという意見もありますが、県民の事業に対する評価はおおむね高いので、税が有効活用されていることを、より一層、積極的にPRしてください。

一方、市町の森林環境譲与税と森林づくり県民税との2つの税の負担を感じている県民が多いことから、今後は2つの税についても、県民全体に丁寧な説明に努めてください。

## (4) モニタリング調査

静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターでは、本事業が「森の力」の発揮に及ぼす効果を検証するため、整備前後の林内の光環境の変化や下層植生の回復状況、食害の有無などを継続的に調査（モニタリング調査）しています。

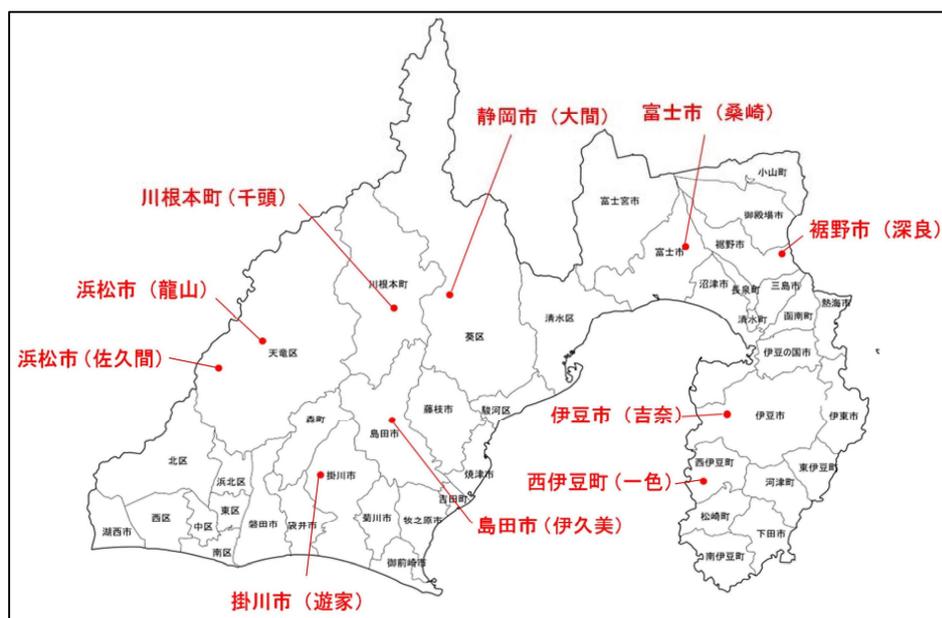
調査箇所は平成28年度と平成29年度の整備地のうち、人工林再生整備事業を実施した10箇所を毎年度調査しています。

調査地ごとに10m×10mのプロットを5箇所（うち、無施工の対照プロット1箇所）設定し、各項目について調査しています。

### モニタリング調査箇所の概要

所在地	事業年度	樹種	林齢	標高	方位	傾斜
賀茂郡西伊豆町一色	H28	スギ・ヒノキ	50-66	450-540	SE	36-44
伊豆市吉奈	H29	スギ	43-54	440-470	W, SW, NW	22-41
裾野市深良	H28	スギ・ヒノキ	59-71	600-650	W, SW, N, NW	21-34
富士市桑崎	H28	ヒノキ	62	650-700	NE, NW, S, SW	19-35
静岡市葵区大間ノモトほか	H28	スギ・ヒノキ	41-62	910-980	W, SW, NW	24-36
島田市伊久美犬間	H28	スギ・ヒノキ	60	240-290	N, NE	36-46
榛原郡川根本町千頭	H28	スギ・ヒノキ	50	490-580	N, NE	34-45
掛川市遊家	H28	スギ・ヒノキ	50-65	50-130	SW, N	25-42
浜松市天竜区龍山町瀬尻	H28	スギ・ヒノキ	46	160-290	E, S, SE, NE	11-44
浜松市天竜区佐久間町浦川	H28	スギ・ヒノキ	19-25	680-750	S, NW	30-46

### モニタリング調査箇所位置図



## ＜調査結果概要＞

調査項目	調査結果
① 林内の光環境 (rPPFD※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備前の rPPFD は 11～14% 程度であったが、伐採直後は最大で 26% まで増加しました。</li> <li>・年数の経過とともに徐々に低下し、10 箇所中 6 箇所で、整備後 3 年時点で元の水準以下の値を示しました。</li> </ul>
② 下層植生の植被率 下層植生の種数 食害	<p>(植被率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10 箇所中 8 箇所の調査地において整備前の値を上回りました。</li> <li>・3 箇所の調査地では、整備後 7 年目時点において植被率 10% 未満となり、下層植生や広葉樹が定着しませんでした。</li> </ul> <p>(種数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての調査地において整備前の値を上回り、整備後 3 年前後にピークを迎えた後、緩やかに減少する傾向を示しました。</li> </ul> <p>(食害)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての調査地においてシカ等による食害を確認しました。</li> </ul>

※rPPFD：相対錯乱光強度の略。林内の光環境を評価する指標。

## ① 林内の光環境

## ア 調査方法

プロット中央の地上高 1.2m においてカメラを設置して、魚眼レンズを用いて全天空写真を整備前後で撮影し、画像解析ソフトにより光環境の指標となる「開空度」及び「rPPFD(相対錯乱光強度)」を算出しました。

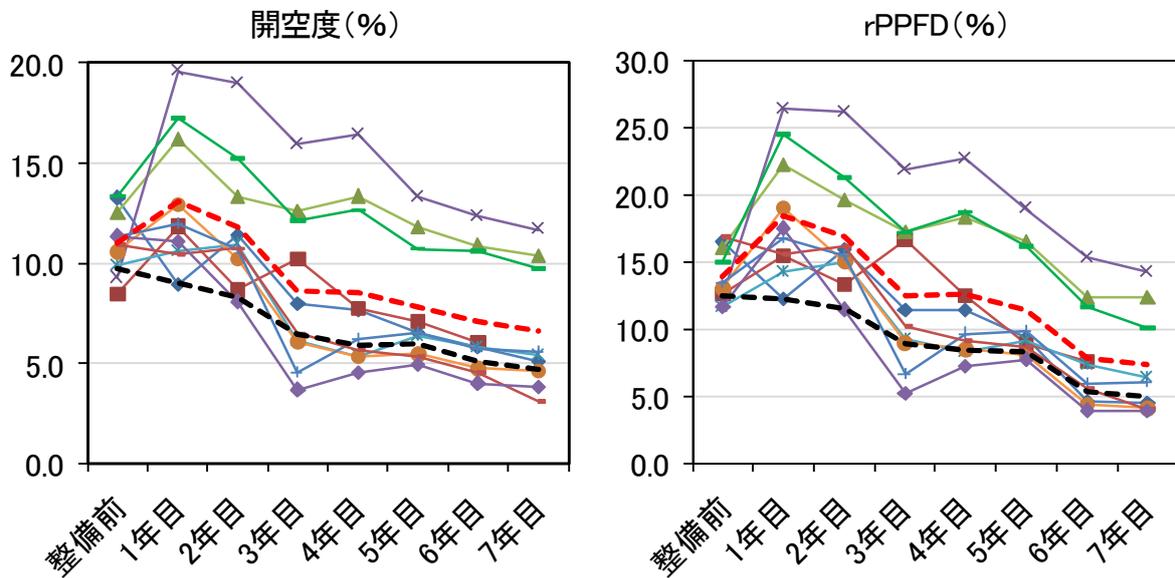
## イ 結果

開空度及び rPPFD は、整備によっておおよそ 2 倍程度改善されました。しかしながら、残存木の林冠の成長とともに開空度及び rPPFD は徐々に低下し、整備後数年を経過すると整備前の水準程度まで低下する傾向が示されました。

一般的に、rPPFD は広葉樹の更新を促進するためには 10% 以上、広葉樹の成長を維持するためには 15% 以上必要であることが分かっており、本調査により、整備後も定期的な整備の必要性が示されました。

富士市桑崎（プロット3）の開空度及び rPPFD の経年変化

		整備前 (H28)	1年目 (H29)	3年目 (R1)	4年目 (R2)	5年目 (R3)	6年目 (R4)	7年目 (R5)
富士市桑崎 P3	写真							
	開空度	8.1%	15.1%	13.6%	11.3%	10.1%	8.8%	8.2%
	rPPFD	11.7%	20.9%	19.5%	16.8%	14.9%	13.1%	12.1%



各調査地における開空度及び rPPFD の経年変化

◆ 西伊豆町(一色)	■ 伊豆市(吉奈)	▲ 裾野市(深良)	× 富士市(桑崎)
* 静岡市(大間)	● 島田市(伊久美)	○ 川根本町(千頭)	— 掛川市(遊家)
— 浜松市(龍山)	◇ 浜松市(佐久間)	- - - 整備区平均	- - - 対照区平均

## 4 その他

### ② 下層植生の植被率、種数、食害調査

#### ア 調査方法

プロット内で植生が占める面積の割合を目視（投影法）により調査しました。また、プロット内のシダ植物以上の高等植物の種目を確認するとともに、食害の有無について調査しました。

#### イ 結果

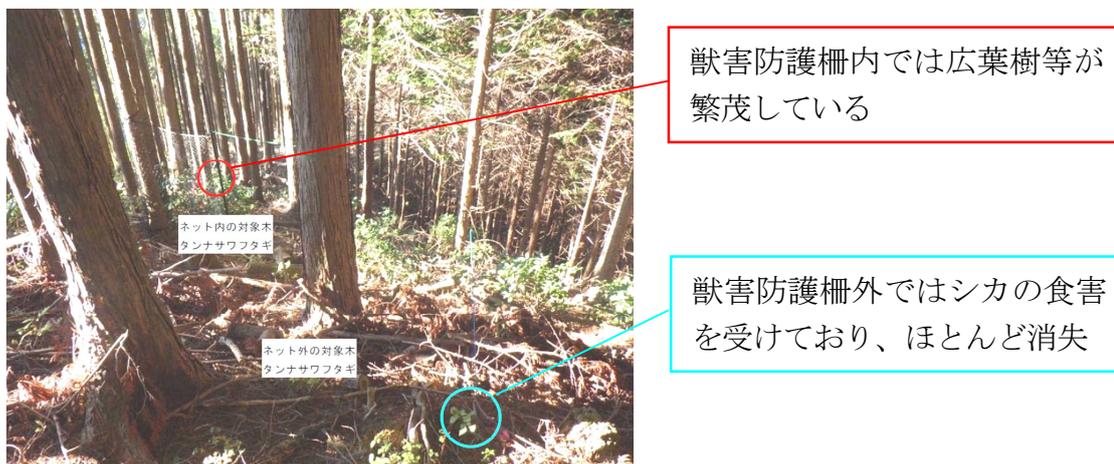
下層植生（低木層・草本層）を占めているのは、整備後に発生・回復した広葉樹や草本類であり、10箇所中8箇所の調査地において整備前の値を上回りました。

調査地別では、富士市桑崎で最も植被率が高い結果となり、整備後7年に80%を超える植生が発生・回復しました。

一方で、静岡市大間と島田市伊久美、浜松市佐久間の3箇所では、整備後一貫して10%以下となりました。

理由の1つにシカ等による食害が挙げられます。試験的に設置した獣害防護柵内では、下層植生や広葉樹の繁茂が確認されていることから、シカ等の食害の影響が強く表れたものと推察されます。なお、植被率が低かった3箇所に限らず、全ての調査地においてシカの食害が確認されています。

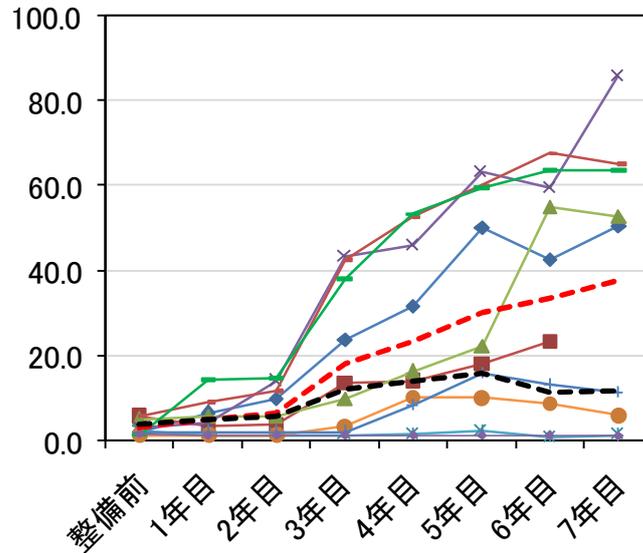
加えて、3箇所では残存木の成長が著しく、他の調査箇所と比較しても早期に光環境が悪化してしまったことも、下層植生や広葉樹が定着しなかった大きな一因と考えられます。



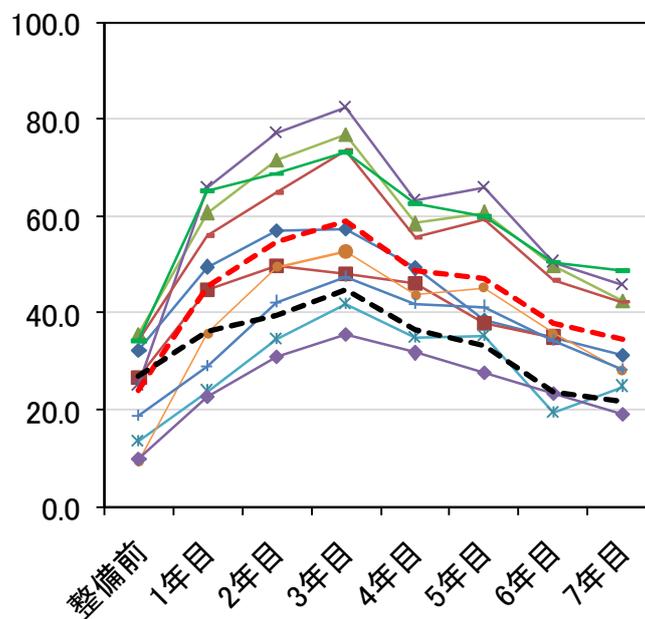
浜松市佐久間町に設置した獣害防護柵周辺の状況

## 4 その他

植生の種数については、全ての箇所において整備前の値を上回り、整備後3年後前後でピークを迎え、その後緩やかに減少する傾向が示されました。整備後7年目時点で間伐前と比較して約10種、無間伐区と比較して約13種多い結果となり、整備後一定年数を経過しても、種の多様性増進への効果が認められました。



下層植生の植被率の経年変化



下層植生の種数の経年変化

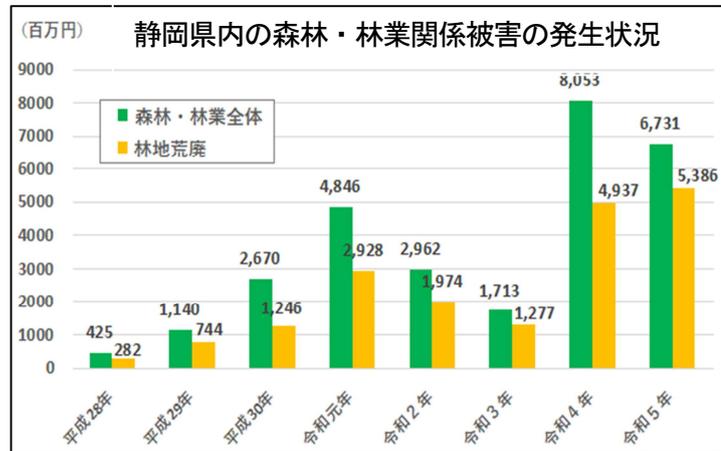


## (5) 森林に関する社会情勢

### 災害の懸念

集中豪雨や台風の大型化により、静岡県内では、毎年大きな被害が発生しています。

最近では、令和5年の台風2号や令和6年の台風10号により、県内各地で土砂崩れや浸水による家屋被害等が発生し、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしました。



(林野庁 森林・林業統計要覧参照)

### 2050年カーボンニュートラル等の実現に向けた動き

深刻化する地球規模の環境問題への国際的な対応が求められ、2020年(令和2年)以降の温室効果ガス排出削減に関する枠組みであるパリ協定が発効する中、日本を含む多くの国々が「2050年カーボンニュートラル」を表明しました。また、2020年12月に、国は、グリーン社会の実現を目指し、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた工程表である「グリーン成長戦略」を公表しました。

環境・経済・社会の統合的な取組が求められており、二酸化炭素の排出削減や再生可能エネルギーの導入などと併せて、森林をはじめとした吸収源の確保がますます重要になっています。

### SDGsの推進

持続可能な社会の実現を目指した国際社会全体の目標として、平成28年1月に「持続可能な開発目標(SDGs)」が発効しました。SDGsは、国だけではなく、地方自治体や企業でも取組が進み、社会全体で関心や意識が高まっています。



森林・林業・木材産業分野の持続可能性や環境に配慮した取組は、目標15「陸の豊かさを守ろう」をはじめとしたSDGsの目標達成に貢献しており、関係者の活動に加え、県民の方々や企業の参画の拡大も期待されます。

## ○資料編

---

静岡県もりづくり県民税条例

平成 17 年 12 月 26 日

条例第 88 号

静岡県もりづくり県民税条例をここに公布する。

静岡県もりづくり県民税条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、すべての県民がその恵沢を享受している森林の有する県土の保全、水源のかん養その他の公益的機能を持続的に発揮させていくことの重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、荒廃した森林の再生に係る施策に取り組んでいく必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、静岡県税賦課徴収条例(昭和 47 年静岡県条例第 8 号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 県民税の均等割のうち、次条及び第 3 条の規定により加算した額に係るものを「もりづくり県民税」と称する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第 2 条 平成 18 年度から平成 25 年度まで、令和 6 年度及び令和 7 年度の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 3 条の規定にかかわらず、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 38 条に定める額に 400 円を加算した額とする。

2 平成 26 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例附則第 8 項の規定にかかわらず、同項の定める額に 400 円を加算した額とする。

(一部改正〔平成 22 年条例 47 号・24 年 44 号・27 年 56 号・令和 2 年 62 号〕)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第 3 条 平成 18 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における法第 52 条第 2 項第 4 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第 3 条の規定にかかわらず、法第 52 条第 1 項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

(一部改正〔平成 20 年条例 28 号・22 年 34 号・47 号・27 年 56 号・令和 2 年 62 号〕)

(使途)

第 4 条 知事は、もりづくり県民税に係る収納額に相当する額からもりづくり県民税の賦課徴収に要する費用の額を控除して得た額を、別に条例で定めるところにより、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が 125 万円以下であり、かつ、平成 17 年 1 月 1 日現在において年齢 65 歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第 2 条の規定の適用については、同条中「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 38 条に定める額に 400 円」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 5 号)附則第 2 条第 2 項の規定により読み替えて適用される地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 38 条に定める額に 100 円」とする。
- 3 平成 19 年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が 125 万円以下であり、かつ、平成 17 年 1 月 1 日現在において年齢 65 歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第 2 条の規定の適用については、同条中「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 38 条に定める額に 400 円」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号)附則第 2 条第 4 項の規定により読み替えて適用される地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 38 条に定める額に 200 円」とする。

附 則(平成 20 年 7 月 18 日条例第 28 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
(1) 第 1 条、第 3 条、次項及び附則第 4 項の規定 公布の日

附 則(平成 22 年 8 月 6 日条例第 34 号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 28 日条例第 47 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 20 日条例第 44 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 25 日条例第 56 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 25 日条例第 62 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県森の力再生基金条例

平成18年3月24日  
条例第19号

(設置)

第1条 静岡県もりづくり県民税条例(平成17年静岡県条例第88号)第4条の規定に基づき、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てるため、静岡県森の力再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(使途)

第2条 前条に規定する経費は、荒廃した人工林又は里山の森林であって、森林の権利者(権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。)による整備が困難なものについて、その有する公益的機能を持続的に発揮させるため、緊急に行う必要がある事業として知事が定めるものに要する経費とする。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、静岡県もりづくり県民税条例第4条に規定するところにより算定して得た額として予算の定めるところによる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、静岡県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 「静岡県もりづくり県民税条例」及び「静岡県森の力再生基金条例」の趣旨に従い、静岡県経済産業部が実施する森の力再生事業（以下「事業」という。）の内容を明らかにし、透明性の確保を図るため、静岡県森の力再生事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の執行状況や事業の効果について、検証・評価すること。
- (2) 事業に関する提言をすること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、経済産業部長が委嘱する。
- 3 (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は再任することを妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済産業部政策管理局産業政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年1月9日から施行する。  
(第1回目の委員会)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回目の委員会は経済産業部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。  
この要綱は、平成20年4月3日から施行する。  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 静岡県森の力再生事業評価委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱第8条の規定に基づき、静岡県森の力再生事業評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が非公開が適当であると判断した場合は、この限りではない。

2 公開の方法等については、情報提供の推進に関する要綱（平成15年3月14日付け私情第23号総務部長通知）に基づき行うものとする。

3 傍聴定員は10人以内とする。ただし、委員長が認めた場合は、この限りではない。

### (会議の議長)

第3条 議長は、議事を整理する。

2 議長は、議場の秩序を保持し、必要があると認めるときには、秩序を乱した者を退場させることができる。

### (議事録)

第4条 委員会の会議については、議事録を作成し、審議内容に係る会議資料と併せて公開するものとする。ただし、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第7条各号に該当する情報については、この限りでない。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成19年1月9日から施行する。

## 静岡県森の力再生事業評価委員会

## 1 第1期評価委員会

- (1) 任期 平成19年1月9日から平成23年3月31日  
 (2) 名簿

所属及び役職等	委員	備考
静岡県消費者団体連盟 理事	野中 正子	
NPO法人 静岡県環境カウンセラー協会	牧 榮伸	
静岡県中小企業団体中央会 理事	高田 雅司	
社団法人 静岡県商工会議所連合会	村松 尋代	
財団法人静岡経済研究所 副理事長（平成22年4月～ 浜松学院大学現代コミュニケーション学部 教授）	佐藤 克昭	委員長
静岡大学農学部 教授	土屋 智	委員長代理
静岡県弁護士会 弁護士	加藤 静富	
静岡県立大学国際関係学部 助教授	児矢野 マリ	
空間造形コーディネーター	清水 裕子	
富士常葉大学環境防災学部 教授	藤川 格司	

## 2 第2期評価委員会

- (1) 任期 平成23年5月21日から平成25年5月20日  
 (2) 名簿

所属及び役職等	委員	備考
静岡県消費者団体連盟 理事	野中 正子	
しずおか流域ネットワーク 副会長	五味 響子	
静岡県中小企業団体中央会 理事	高田 雅司	
社団法人 静岡県商工会議所連合会	村松 尋代	
浜松学院大学現代コミュニケーション学部教授	佐藤 克昭	委員長
静岡大学農学部 教授（平成25年4月～ 静岡大学大学院農学研究科 教授）	土屋 智	委員長代理
静岡県弁護士会 弁護士	木村 幸典	
静岡大学教育学部 教授	小南 陽亮	
空間造形コーディネーター（平成25年4月～ 空間造形コーディネーター、大阪市立大学都市研究プラザ研究員）	清水 裕子	
富士常葉大学環境防災学部 教授（平成24年4月～ 富士常葉大学大学院環境防災研究科 教授、平成25年4月～ 常葉大学大学院環境防災研究科 教授）	藤川 格司	

### 3 第3期評価委員会

(1) 任期 平成25年5月21日から平成27年5月20日

(2) 名簿

所属及び役職等	委員	備考
静岡県消費者団体連盟 理事	野中 正子	
しずおか流域ネットワーク 副会長	五味 響子	
静岡県中小企業団体中央会 理事	高田 雅司	
社団法人 静岡県商工会議所連合会	村松 尋代	
浜松学院大学現代コミュニケーション学部教授（平成26年4月～ 佐藤経済研究所所長）	佐藤 克昭	委員長
静岡大学大学院農学研究科 教授	土屋 智	委員長代理
静岡県弁護士会 弁護士	木村 幸典	
静岡大学教育学部 教授（平成26年4月～ 静岡大学教育学部 教授、附属浜松中学校長）	小南 陽亮	
空間造形コーディネーター、大阪市立大学都市研究プラザ研究員	清水 裕子	
常葉大学大学院環境防災研究科 教授	藤川 格司	

### 4 第4期評価委員会

(1) 任期 平成27年5月21日から平成29年5月20日

(2) 名簿

所属及び役職等	委員	備考
静岡県消費者団体連盟 理事	波多野 初枝	
しずおか流域ネットワーク 副会長	五味 響子	
静岡県中小企業団体中央会 静岡県家具工業組合	松永 裕司	
社団法人 静岡県商工会議所連合会 袋井商工会議所	豊田 和子	
浜松学院大学現代コミュニケーション学部教授（平成26年4月～ 佐藤経済研究所所長）	佐藤 克昭	委員長
静岡大学大学院農学研究科 教授	土屋 智	委員長代理
静岡県弁護士会 弁護士	木村 幸典	
静岡大学教育学部 教授（平成26年4月～ 岡大学教育学部 教授、附属浜松中学校長）	小南 陽亮	
空間造形コーディネーター、大阪市立大学都市研究プラザ研究員	清水 裕子	
常葉大学大学院環境防災研究科 教授	藤川 格司	

## 5 第5期評価委員会

(1)任期 平成29年6月12日から令和元年6月11日

(2)名簿

所属及び役職等	委員	備考
静岡県消費者団体連盟 理事	波多野 初枝	
しずおか流域ネットワーク 副会長	五味 響子	
静岡県中小企業団体中央会 静岡県家具工業組合	松永 裕司	
社団法人 静岡県商工会議所連合会 袋井商工会議所	豊田 和子	
一般財団法人静岡経済研究所常務理事	中村 昭夫	
静岡大学大学院農学研究科 教授	土屋 智	委員長
静岡県弁護士会 弁護士	原田 健一	
静岡大学教育学部 教授（平成26年4月～岡大学教育学部 教授、附属浜松中学校長）	小南 陽亮	委員長代理
きむら工房代表	木村 美穂	
常葉大学大学院環境防災研究科准教授	浅見 佳世	

## 6 第6期評価委員会

(1)任期 令和元年6月12日から令和3年6月11日

(2)名簿

所属及び役職等	委員	備考
静岡県消費者団体連盟	波多野 初枝	
しずおか流域ネットワーク 副会長	五味 響子	
静岡県中小企業団体中央会	倉田 明紀	
社団法人 静岡県商工会議所連合会 袋井商工会議所	豊田 和子	
一般財団法人静岡経済研究所 常務理事	恒友 仁	
静岡大学大学院農学研究科 教授	土屋 智	委員長
静岡県弁護士会 弁護士	原田 健一	
静岡大学教育学部 教授（平成26年4月～大学教育学部 教授、附属浜松中学校長）	小南 陽亮	委員長代理
きむら工房代表	木村 美穂	
常葉大学大学院環境防災研究科准教授	浅見 佳世	

## 7 第7期評価委員会

(1)任期 令和3年6月12日から令和5年6月11日

(2)名簿

所属及び役職等	委員	備考
静岡県消費者団体連盟	波多野初枝	
一般社団法人静岡県環境資源協会 事務局長	井上 隆夫	
静岡県中小企業団体中央会	倉田 明紀	
社団法人 静岡県商工会議所連合会 袋井商工会議所	豊田 和子	
一般財団法人静岡経済研究所 常務理事(令和5年6月～ 同所 専務理事)	恒友 仁	委員長代理
静岡大学農学部准教授	檜本 正明	
静岡県弁護士会 弁護士	原田 健一	
静岡大学教育学部 教授(平成26年4月～岡大学教育学部 教授、附属浜松中学校長)	小南 陽亮	委員長
きむら工房代表	木村 美穂	
常葉大学大学院環境防災研究科准教授	浅見 佳世	

## 8 第8期評価委員会

(1)任期 令和5年6月12日から令和7年6月11日

(2)名簿

所属及び役職等	委員	備考
静岡県消費者団体連盟	波多野初枝	
一般社団法人静岡県環境資源協会 事務局長	井上 隆夫	
静岡県中小企業団体中央会	倉田 明紀	
社団法人 静岡県商工会議所連合会 袋井商工会議所	豊田 和子	
一般財団法人静岡経済研究所 専務理事	恒友 仁	委員長代理
静岡大学農学部准教授	檜本 正明	
静岡県弁護士会 弁護士	原田 健一	
静岡大学教育学部 教授(平成26年4月～岡大学教育学部 教授、附属浜松中学校長)	小南 陽亮	委員長
きむら工房代表	木村 美穂	
常葉大学大学院環境防災研究科准教授	浅見 佳世	

## 9 森の力再生事業評価委員会開催実績

基金条例等に定められた使途に沿っているか、目的とした事業効果が現れているか、検証・評価するとともに、今後の事業執行のあり方等について提言を行っています。

年度	検証・評価結果及び次年度に向けての提言	
令和5年度		<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/r5teigen.pdf">https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/r5teigen.pdf</a>
令和4年度		<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/teigen.pdf">https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/teigen.pdf</a>
令和3年度		<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/r3hyoukakekka.pdf">https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/r3hyoukakekka.pdf</a>
令和2年度		<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/r2hyoukakekka.pdf">https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/r2hyoukakekka.pdf</a>
令和元年度		<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/r01hyouka-teigen.pdf">https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/r01hyouka-teigen.pdf</a>
平成30年度		<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/hyouka-teigen.pdf">https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/hyouka-teigen.pdf</a>
平成29年度		<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/180208hyouka.pdf">https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/180208hyouka.pdf</a>
平成28年度		<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/00houkokusyo.pdf">https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/025/435/00houkokusyo.pdf</a>